

令和6年度 部活動運営方針

活動目標

共に高め合う集団づくり～共創・UDの取り組みをいかした部活動の展開～

部活動の位置づけ

スポーツ庁の「[運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン](#)」、「[学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン](#)」、兵庫県の「[いきいき運動部活動](#)」「[文化部活動の在り方に関する方針](#)」、朝来市の「[朝来市中学校部活動ガイドライン](#)」に基づく。

基本方針

1. 全学年、希望入部制とする。
2. 顧問、担任、養護教諭等が連携を図り、1人ではなく複数の教員で部活動を見守る。
3. 最高責任者は校長とする。
4. 部活動に関する情報については、顧問会を開き、共有・協議・検討をする。
5. 3年間同じ部活動に所属することを基本とするが、諸事情により転部・退部する場合は、生徒・保護者・顧問・担任で十分協議・検討をする。また、全職員で共通理解を図ることとする。
6. 部員数が減り、対外試合等に出場できなくとも、部員のいる限りは活動を継続させる。
7. 部活動の休部・廃部や新設については、保護者や顧問会、職員会議等で十分協議を経て、慎重に検討する。最終判断は校長により行う。

運営

1. 部活動の指導は学校教育の一環として行い、他のすべての教育活動とつながりを持たせながら運営し、活動可能な条件内で実施する。
2. 活動は顧問の管理下で行うものとし、顧問不在の場合は原則として活動しない。
3. 学校外の施設の利用については、その利用規則を遵守するとともに、各部の顧問が他の一般団体や校内の他の部とも調整し、公平性を保ちながら使用する。
4. 各部ごとに少なくとも年1回は、部活動保護者会を実施し、保護者との連携を図る。

5. 部活動運営についての研修を深める。(体罰禁止、障害防止や応急処置、指導方法など)
6. 社会体育活動との連携を図る。(スポーツクラブ21、体育協会など)

活動について

1. 朝来市中学校部活動ガイドラインに基づく。

(ア)活動時間について

- ① 平日は放課後～下校時刻の範囲で行う。
- ② 土日等の休業日及び長期休業日については、8：00～16：30 の範囲で行う。
- ③ 1日の活動時間は平日2時間程度、土日等の休業日については3時間程度とする。
- ④ 学期中は週あたり2日以上の休養日を設定する。長期休業中も学期中に準じる。
(平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上設定)

(イ)朝練習について

平日における朝練習は原則として、行わないこととする。ただし、大会1週間前においては、管理職と協議し、練習することも可とする。

(ウ)ノーブル活デーについて

- ① 原則として、毎週水曜日を「ノーブル活デー」と位置づけ、心身をリフレッシュさせるための積極的な休養日とする。
- ② 職員研修や職員会議の日は原則として、部活動を行わないこととする。

2. 下校時間について

期間	終了時間	下校時間	備考
4月～9月、3月	最長 17：30	完全下校 17：45	部活動終了から15分後を下校時間とする
10月～2月	最長 17：00	完全下校 17：15	部活動終了から15分後を下校時間とする

※同時刻までに下校するように指導する。

※段階的に下校時刻を設定する場合がある。

※家庭訪問や保護者会など、午後から活動のできる日の下校時刻は、臨時に早める場合がある。

3. 定期考查による活動停止期間
 - (ア)中間考查は3日前、期末考查は4日前から定期考查最終日前日まで活動を停止する。
 - (イ)大会が考查直後に予定されている場合は、管理職と協議し、保護者の了承を得た上で練習することもある。
※大会とは、運動部については、中体連の公式戦（総体・新人大会）を指すが、文化部については、公的な発表会やコンテスト、コンクール等を含む。（別途協議する）

試合等の出場について

1. 生徒の輸送については、原則として公共交通機関を利用する。
 - (ア)但し、時間や利便性の面から教員が自車両を運転することはできる。その場合、教員は自車両に生徒を同乗させない。
 - (イ)保護者が自車両を運転する場合は、自動車保険（自動車搭乗者保険、対物・対人保障加入のこと）を適用するが、日本スポーツ振興センター保険の適用も受けができる。

事故発生の場合

校内救急体制に従って、複数教員で対応していく。被災者に対する補償は、日本スポーツ振興センターの保険の適用を受ける。

地域スポーツ団体等との連携

地域スポーツ団体等へは、任意参加で活動団体の活動目的により運営され、活動団体の責任により活動する。事故や怪我があった場合は、活動団体で対応する。

部活動への外部コーチ等の要請は、管理職、顧問、指導者（外部コーチ等）と協議し、最終判断は学校長により行う。

部活動運営経費について

1. 朝来市教育委員会からの部活動補助金、梁瀬中学校P.T.A補助金を一部に充てる。
2. 運営上必要な経費は、各部保護者会で決定し、会計・監査も保護者会で行う。
3. 朝来市教育委員会で定められた所定の大会参加費、交通費は朝来市教育委員会からの部活動補助金から支出されるが、指定以外の大会参加は個人負担とする。
4. 中体連や各所属協会への個人登録費は、個人負担とする。

5. P T A補助金については、顧問が会計を担当し、P T A代表が監査する。
6. 部活動補助金については、顧問が事務に請求し、事務が集約・管理する。翌年度に、朝来市教育委員会が監査する。
7. 個人で使用する用具等は個人負担とし、共同購入など顧問が支払いに関与する場合は、速やかに会計報告を行う。なお、ユニフォームなど学校用として保管しているものは除く。

その他

各部の顧問は月間の練習計画（平日の活動状況を含める）を作成し、管理職に提出するとともに生徒並びに保護者に配布する。

[改定年月日]

（平成 29 年 9 月 1 日）（平成 30 年 4 月 1 日）（平成 31 年 4 月 1 日）（令和 3 年 4 月 1 日）
（令和 5 年 4 月 1 日）（令和 6 年 4 月 1 日）